

事務連絡
令和8年2月9日

関係事業者団体 御中

環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
環境再生・資源循環局資源循環課
環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について（周知）

平素より、動物愛護管理行政及び廃棄物行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣官房と公正取引委員会において、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「価格交渉に関する指針」という。）が令和5年11月29日に策定・公表されていたところです。この価格交渉に関する指針には、発注者として採るべき行動／求められる行動のみならず、受注者として採るべき行動／求められる行動も記載されており、その遵守徹底について、これまでに環境省からも「価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について」（令和7年4月30日付け環自総発第2504303号・環循適発第2504301号・環循規発第2504309号）及びこれに併せて発出した環境大臣からの「価格転嫁・取引適正化について」¹等において要請していました。

今般、この価格交渉に関する指針が令和8年1月1日付けで改正されましたので周知いたします。具体的な改正の要点は、次のとおりです。

- 受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」（違法行為）に該当する旨を明記
- 価格転嫁の取組がより一段進むよう、公正取引委員会が実施した調査結果等を踏まえた先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
- 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

貴団体におかれでは、貴会員企業等の経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、価格交渉に関する指針の趣旨や改正について周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

添付資料

- 別添1：「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」新旧対照表
別添2：労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について
別添3：労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

¹ <https://www.env.go.jp/content/000319125.pdf>